

労災保険の料率が変わります

平成30年度から、労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。

平成30年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、平成29年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。
(第3種特別加入保険料率、雇用保険率の変更はありません)

1. 労災保険率 (改定)

(平成30年4月1日改定)

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労 災 保 険 率	
			新	旧
林業	02・03	林業	60 / 1,000	60 / 1,000
漁業	11	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)	18 / 1,000	19 / 1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38 / 1,000	38 / 1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く) 又は石炭鉱業	88 / 1,000	88 / 1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16 / 1,000	20 / 1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5 / 1,000	3 / 1,000
	25	採石業	49 / 1,000	52 / 1,000
	26	その他の鉱業	26 / 1,000	26 / 1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62 / 1,000	79 / 1,000
	32	道路新設事業	11 / 1,000	11 / 1,000
	33	舗装工事業	9 / 1,000	9 / 1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9 / 1,000	9.5 / 1,000
	35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	9.5 / 1,000	11 / 1,000
	38	既設建築物設備工事業	12 / 1,000	15 / 1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5 / 1,000	6.5 / 1,000
	37	その他の建設事業	15 / 1,000	17 / 1,000
製造業	41	食料品製造業	6 / 1,000	6 / 1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4 / 1,000	4.5 / 1,000
	44	木材又は木製品製造業	14 / 1,000	14 / 1,000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5 / 1,000	7 / 1,000
	46	印刷又は製本業	3.5 / 1,000	3.5 / 1,000
	47	化学工業	4.5 / 1,000	4.5 / 1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6 / 1,000	5.5 / 1,000
	66	コンクリート製造業	13 / 1,000	13 / 1,000
	62	陶磁器製品製造業	18 / 1,000	19 / 1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26 / 1,000	26 / 1,000
	50	金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く)	6.5 / 1,000	7 / 1,000
	51	非鉄金属精錬業	7 / 1,000	6.5 / 1,000
	52	金属材料品製造業 (鋳物業を除く)	5.5 / 1,000	5.5 / 1,000
	53	鋳物業	16 / 1,000	18 / 1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く)	10 / 1,000	10 / 1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く)	6.5 / 1,000	6.5 / 1,000
	55	めっき業	7 / 1,000	7 / 1,000
	56	機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)	5 / 1,000	5.5 / 1,000
	57	電気機械器具製造業	2.5 / 1,000	3 / 1,000
	58	輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く)	4 / 1,000	4 / 1,000
59	船舶製造又は修理業	23 / 1,000	23 / 1,000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く)	2.5 / 1,000	2.5 / 1,000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5 / 1,000	3.5 / 1,000	
61	その他の製造業	6.5 / 1,000	6.5 / 1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4 / 1,000	4.5 / 1,000
	72	貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)	9 / 1,000	9 / 1,000
	73	港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く)	9 / 1,000	9 / 1,000
	74	港湾荷役業	13 / 1,000	13 / 1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3 / 1,000	3 / 1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13 / 1,000	13 / 1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13 / 1,000	12 / 1,000
	93	ビルメンテナンス業	5.5 / 1,000	5.5 / 1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5 / 1,000	7 / 1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5 / 1,000	2.5 / 1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3 / 1,000	3.5 / 1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5 / 1,000	2.5 / 1,000
94	その他の各種事業	3 / 1,000	3 / 1,000	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	47 / 1,000	49 / 1,000

2. 労務費率（改定）

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に
保険料の算定に使用する労務費率は、以下のように改定します。

（平成30年4月1日改定）

事業の種類の分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率		
			新	旧	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19 %	19 %	
	32	道路新設事業	19 %	20 %	
	33	舗装工事業	17 %	18 %	
	34	鉄道又は軌道新設事業	24 %	25 %	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23 %	23 %	
	38	既設建築物設備工事業	23 %	23 %	
	36	機械装置の組立て又は取付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38 %	40 %
	37	その他の建設事業		21 %	22 %
			24 %	24 %	

3. 第2種特別加入保険料率（改定）

（平成30年4月1日改定）

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という） 第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	12 / 1,000	13 / 1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	18 / 1,000	19 / 1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45 / 1,000	46 / 1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52 / 1,000	52 / 1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	7 / 1,000	7 / 1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14 / 1,000	14 / 1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48 / 1,000	49 / 1,000
特8	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3 / 1,000	3 / 1,000
特9	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3 / 1,000	3 / 1,000
特10	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	15 / 1,000	16 / 1,000
特11	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	6 / 1,000	7 / 1,000
特12	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17 / 1,000	17 / 1,000
特13	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3 / 1,000	4 / 1,000
特14	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18 / 1,000	18 / 1,000
特15	労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3 / 1,000	3 / 1,000
特16	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9 / 1,000	9 / 1,000
特17	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3 / 1,000	4 / 1,000
特18	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者および家事支援従事者）	5 / 1,000	6 / 1,000

4. 第3種特別加入保険料率（変更なし）

3 / 1,000

5. 雇用保険率（変更なし）

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付 の保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	①+②
						雇用保険料率
一般の事業		3 / 1,000	6 / 1,000	3 / 1,000	3 / 1,000	9 / 1,000
農林水産、清酒製造の事業		4 / 1,000	7 / 1,000	4 / 1,000	3 / 1,000	11 / 1,000
建設の事業		4 / 1,000	8 / 1,000	4 / 1,000	4 / 1,000	12 / 1,000

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署(労災保険についてののみ)にお問い合わせください。

労働保険制度の詳細は、厚生労働省のホームページもご参照ください。

▶ 厚生労働省ホームページ：労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

労働保険制度 手続き

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

